

令和6年度第1回国民健康保険システム標準化検討会
議事概要

【日時】 令和6年8月22日（木） 11:00～12:00

【場所】 オンライン開催（Zoom）により実施

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

高橋 恭平 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主任（欠席）

岡崎 勝紀 仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課 参事兼課長

佐々木 謙 宇都宮市保険年金課 課長補佐

矢島 大祐 船橋市健康福祉局健康部国保年金課 主事

宮脇 正治 中野区区民部保険医療課 課長

前田 克也 都城市健康部保険年金課 課長

（構成員（ベンダ））

三浦 裕和 株式会社RKKCS 企画開発本部 副本部長

渡邊 毅 株式会社TKC 福祉情報システム開発センター センター長

小林 大士 株式会社電算 開発本部 ソリューション2部

石田 淳一 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー
エリア・アカウントビジネス事業部 エリアビジネス部 次長

石井 良介 行政システム九州株式会社 第2導入管理部

岩田 孝一 日本電気株式会社 社会公共インテグレーション統括部
政策・事業戦略グループ シニアプロフェッショナル

広田 和治 日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当

高見 幸司 富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部
住民情報サービス事業部 マネージャー

（オブザーバー）

津田 直彦 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐

谷口 潤 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム
基盤チーム 統括官付参事官付主査

丸尾 豊 総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐

唐木 啓介 生労働省保険局国民健康保険課長

酒井 友徳 厚生労働省保険局国民健康保険課課長補佐

伊藤 麻祐	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係長
森本 真史	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
直江 美祐	厚生労働省保険局国民健康保険課
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【次第】

1. 開会
2. 座長挨拶
3. 第1回検討会事前説明
4. 第1回検討会
5. 質疑応答
6. 閉会

【配布資料】

- ・ 会議次第
- ・ 出席者名簿一覧
- ・ 【資料 No. 1】 第1回検討会の進め方_国民健康保険
- ・ 【資料 No. 2】 第1回検討会
- ・ 【資料 No. 2 別紙 1】 検討・課題事項一覧_国保
- ・ 【資料 No. 3】 標準仕様書【第 1.3 版】(案)
- ・ 【別添①】 市町村事務処理標準システムにおける基本設計の観点資料
- ・ 【別添②】 特定健診等システム標準仕様書【第 1.0 版】

【ご意見概要】

＜資料 No. 2 P. 22 適合基準日の見直しについて＞

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律には、標準化対象事務に関する制度の見直し及び情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、必要があると認めるときは、地方公共団体情報システムの標準化のための基準を変更しなければならないとの記載がある。

令和 8 年度施行の法改正は、子ども子育て支援金制度、eLTAX に係る対応等でかなり影響が大きく、国保の中だけでも開発体制や機能のバーター調整で対応できる規模ではない。

今回検討いただいた利便機能に関しては他業務にも共通して記載がされている機能が多く、特にオールインワン形式のパッケージでは、国保だけで閉じた判断ができない。

国保のみならず、令和 8 年度施行の法改正の影響に関しては、事務運用に影響のない程度で、実装必須機能の実装に関する全体的な宥恕や経過措置の期間を検討していただきたい。(ベンダ構成員)

→先行して国保固有の事情に着目して動く以外ない部分は当然あるが、20 業務が足並みを揃えながら

標準化を進めているという流れの中で、利便性機能等については、厚生労働省で第一グループとされる介護保険での先行的な議論の状況等を踏まえ、国保も対応してきた。

適宜、デジタル庁や厚生労働省にも相談をしながら、進めていく。(事務局)

→業務によって制度改正の影響や規模は異なると考えており、制度所管省庁において諸対応を整理いただくことで、よりよい対応になると考えている。当庁においても引き続き対応を検討していく。(デジタル庁)

引き続き検討をお願いしたい。(ベンダ構成員)

<資料 No. 2 P. 14 eLTAX 活用に係る対応について>

eLTAX 関係について、保険料で運用している自治体構成員の所見をお尋ねしたい。(座長)

資料 P. 14 の方針（結論）に「国保の標準仕様書としては、令和 7 年 1 月頃に、eLTAX 公開仕様書が展開予定」と書かれている。令和 8 年 9 月までに eLTAX を活用するには令和 7 年度秋頃には準備を終えてないといけないと思っている。仕様書の展開が遅れてしまえば、予算要求やその事務の運用の変更点に大きく関わってくるため、分かっている情報があれば、教えてほしい。(構成員)

→総務省から既に公開されている自治体システム側の見積参考資料や、国保標準仕様書における税機能を参考してほしい。国保料に関する機能要件については国保標準仕様書における税機能を踏まえ検討し、早期に資料展開させてもらうことを想定している。(事務局)

見積参考資料をまず見てほしいとのこと、承知した。また、国保税の標準仕様も参考にしたい。

国保税は時効が 5 年、国保料は 2 年だが、この時効の取り扱いを意識した標準仕様書の改修を行う予定か。(構成員)

→公金収納は、市町村側で調定を起こした情報をセンター側に送り、消し込みが行われる。時効管理に基づき消し込み可能なデータを送ることで、時効管理は可能になると承知している。

そのため時効は公金収納の部分で管理するのではなく、市町村側の内部管理の中で担保されと考えている。(事務局)

自庁システムの工夫が必要だという認識をした。仕様の分析をベンダーと共同しながらやっていきたい。(構成員)

eLTAX から連携される消込情報の分割取り込みについて伺いたい。ここでいう分割は、税や介護保険料や後期高齢者医療保険料などが混ざって入っている eLTAX から出てくる消込データから、公金関係を抽出するという意味合いか確認したい。(ベンダ構成員)

→他の税目料目等が混ざって入ったデータから国保料を特定し、抽出できることを意図している。
(事務局)

分割の処理を行う自治体の職員が担当外の税の情報等が見えてしまうことの懸念がある。(ベンダ構成員)

<資料 No.2 P.6 特定健康診査及び特定保健指導に係る業務について>

特定健診については国保の検討会の一部である別の検討会で整理をしており、この内容で公開予定と説明があった。今日の検討会に参加している自治体の構成員の皆さんは、基本的に国保の本体の担当であり、特定健診は直接の所管ではないと思う。

自治体構成員の団体内部で当該部門の方と共有をしてもらうということは差し支えないか。(座長)

→特定健診等 WT が取りまとめたこの内容で確定とするものの、国保の検討会の一部であることから、親会への報告という趣旨で、資料に添付している。今回の添付と報告をもって特定健診の標準仕様書 1.0 版については確定ということとなる。

内部的な共有については、国保の検討会の一部である特定健診の WT がまとめたものであるため、親会である国保検討会の方々から担当部署へ展開してもらうこと自体は問題ない考える。(事務局)